

## 西郷港における立入禁止区画と外灯について

受付日:令和7年8月4日 回答日:令和7年8月20日

### 【ご意見の内容】

西郷港周辺において立入禁止及び外灯の消灯箇所が増加しております。特にメガフロートについては改善をお願いします。

### 【回答】

西郷港メガフロートにつきましては、島根県の管理であるため、所管する島根県隠岐支庁県土整備局に照会を行い、下記のとおり回答がありましたのでお知らせいたします。

#### 【島根県隠岐支庁県土整備局からの回答】 8月20日回答

西郷港メガフロートは、改修工事時にフェリー等の係船のために整備された施設です。改修後は、フェリーや島根県実習船、海上保安署、水産庁などの公用船舶の係留、ならびに非常災害時の避難船の係留に限って利用を許可しており、一般の利用者には施設を開放しておりません。

また、現在メガフロートは老朽化が進んでおり、横転や海への転落などの事故の危険性があります。そのため、入口には「立入禁止」の表示を改めて掲示し、注意喚起を行っております。

また、設置している照明(外灯)については、点灯していることで人が集まるおそれがあるため、隠岐汽船やJFしまね、船舶利用者等からの意見を踏まえ、19時30分以降は消灯する対応をとることといたしました。